

○白井市社会教育関係団体の認定に関する規程

昭和57年3月6日

教育委員会訓令第1号

改正 平成9年3月24日教育委員会訓令第1号

平成16年9月2日教育委員会訓令第1号

平成17年3月24日教育委員会訓令第1号

平成17年6月7日教育委員会訓令第2号

平成22年12月9日教育委員会訓令第4号

平成25年3月29日教育委員会訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、白井市における社会教育関係団体の認定基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の要件)

第2条 社会教育関係団体として認定することができる団体は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第10条に規定する団体であって、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 社会教育事業を計画的かつ継続的に実施でき、その事業の成果が十分に期待できるものであること。
- (2) 役員が選出されていること。
- (3) 自己財源を有し、かつ、団体の運営が確実になされていること。
- (4) 事務所を市内に有し、かつ、主たる活動の場所が市内であること。
- (5) 社会奉仕活動等を行っていること。

2 前項の規定にかかわらず、法第23条第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に抵触すると認められる団体にあつては、認定しないものとする。

(一部改正〔平成25年教委訓令2号〕)

(認定の申請)

第3条 社会教育関係団体として認定を受けようとする当該団体の代表者は、社会教育関係団体認定申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、社会教育を主管する課長（以下「生涯学習課長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 事業及び決算報告（公民館の利用実績を含む。）
- (3) 予算及び事業計画書
- (4) 役員の名簿及び会員の名簿
- (5) 社会奉仕活動等の内容が分かる書類
- (6) その他必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、毎年4月1日から4月25日まで又は10月1日から10月25日までに行わなければならない。

（一部改正〔平成25年教委訓令2号〕）

（認定）

第4条 社会教育関係団体の認定は、公民館運営審議会の意見を聴き、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）がこれを行う。

（認定の例外）

第5条 第2条の規定にかかわらず、社会教育必携（文部省社会教育局監修）又は千葉県の社会教育（千葉県教育庁社会教育課編）に、社会教育に関係ある団体として登載されたものについては、教育長は、毎年度当初に社会教育委員会議の意見を求めて、社会教育関係団体として認定する。ただし、社会教育必携又は千葉県の社会教育に登載された団体の下部組織若しくはこれに準ずる団体にあつては、前2条の方法により認定する。

（認定の通知）

第6条 教育長は、第4条の規定により社会教育関係団体として認定したときは、当該団体の代表者に対し、社会教育関係団体認定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

（認定期間）

第7条 社会教育関係団体として認定する期間は、毎年4月1日か

ら4月25日までに申請があったものについては毎年6月1日から翌年5月31日までとし、毎年10月1日から10月25日までに申請があったものについては毎年12月1日から翌年5月31日までとする。

(全部改正〔平成25年教委訓令2号〕)

(役員等の変更又は解散の届出)

第8条 社会教育関係団体が、役員若しくは事務所の位置を変更し、又は当該団体を解散したときは、当該団体の代表者は、速やかに生涯学習課長に届け出なければならない。

(認定の取消等)

第9条 教育長は、社会教育関係団体が、法第23条第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に抵触し、又は前条の規定により届出を怠ったときは、公民館運営審議会の意見を聴き、認定を取り消すことができる。

2 前項の規定により認定を取り消したときは、認定を取り消した団体の代表者に対し、教育長は、社会教育関係団体認定取消通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

(報告)

第10条 教育長は、社会教育関係団体に対し、必要があると認めるときは、事業内容等について報告を求めることができる。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成9年教委訓令第1号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成16年教委訓令第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前に、改正前のそれぞれの訓令の規定により調製した用紙は、この訓令の施行後においても、当分の間、所要の

調整をして使用することができる。

附 則（平成 17 年教委訓令第 1 号）

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年教委訓令第 2 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成 22 年教委訓令第 4 号）

（施行期日）

1 この訓令は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に改正前の白井市社会教育関係団体の認定に関する規程の規定により認定を受けた団体の認定期間は、改正後の白井市社会教育関係団体の認定に関する規程第 7 条の規定にかかわらず、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 5 月 31 日までとする。

附 則（平成 25 年教委訓令第 2 号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の白井市社会教育関係団体の認定に関する規程第 4 条の規定により認定を受けた団体は、当該認定の期間の満了する日までの間は、この訓令による改正後の白井市社会教育関係団体の認定に関する規程第 4 条の規定により認定を受けた団体とみなす。

別 記

第1号様式(第3条第1項関係)

## 社会教育関係団体認定申請書

平成 年 月 日

(宛先)白井市教育委員会  
教育長

申請者 団体名  
代表者  
住 所  
T E L

社会教育関係団体として、認定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 規 約
- 2 事業及び決算報告(公民館の利用実績を含む。)
- 3 予算及び事業計画書
- 4 役員及び会員の名簿
- 5 社会奉仕活動等の内容が分かる書類
- 6 その他必要と認める書類

注 申請時に得た個人情報においては、本目的以外に使用いたしません。

第2号様式（第6条関係）

社会教育関係団体認定通知書

第 号  
年 月 日

団体名  
代表者氏名 様

白井市教育委員会  
教育長 図

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり社会教育関係団体として認定します。

記

- 1 団体名
- 2 団体事務所の所在地
- 3 代表者
- 4 認定期間 年 月 日から  
年 月 日まで

第3号様式（第9条第2項関係）

社会教育関係団体認定取消通知書

第 年 月 日 号

団体名  
代表者氏名 様

白井市教育委員会  
教育長 様

年 月 日付け、第 号をもって社会教育関係団体として認定  
したこのことについて、下記のとおり認定を取り消す。

記

- 1 取消し年月日 年 月 日
- 2 理 由

別記第 1 号様式（第 3 条第 1 項関係）

（全部改正〔平成 2 5 年教委訓令 2 号〕）

第 2 号様式（第 6 条関係）

第 3 号様式（第 9 条第 2 項関係）

## 白井市社会教育関係団体の認定に関する規程の見直しについて

### <はじめに>

#### 1. 社会教育関係団体とは

社会教育関係団体は、社会教育法第10条に「この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。」と規定しています。

○もう少し噛み砕くと・・・

学習・文化・スポーツ等の社会教育に関する事業を主な目的としており、自主的な運営をしながら活動している団体で、自らの活動ばかりでなく、その活動を地域文化・スポーツの向上につなげ、地域の生涯学習、社会教育の推進に積極的に関わりあう団体のことです。

#### <例>

社会教育関係団体	私塾・教室
会員全員の総意により民主的に運営をする	講師等の教える側が全て運営を決める
会長は会員の互選により決め、会の運営費の内容は会員全員に公開をする	個人が直接講師等に月謝等を支払い、経理内容は公開しない
講師を決めるときは、会員全員で決める	個人が講師を決め、講師中心の縦の人間関係となる

#### 2. 社会教育に関する事業（社会教育活動）とは

技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域を良くするために行われる学習・文化・スポーツ等の活動のことです。

また、日頃の活動の成果を地域に還元する機会を設けるなど、地域に開かれた運営がされている活動です。

これらの活動は、団体の会員同士で行われるものではなく、会員以外の人も広く公開されるものです。

#### <活動例>

- ・学習活動（話し合い、ワークショップ、講演会、講習会、研修会など）
- ・体育・レクリエーション活動（各種スポーツ、野外活動など）
- ・文化・芸術・芸能活動（料理、園芸、手芸、写真、演劇、音楽、絵画など）
- ・ボランティア活動（子ども・高齢者にかかわるボランティア、まちづくりのボランティアなど）

## ＜現状と課題＞

### 1. 白井市社会教育関係団体の認定の現状について

本市の社会教育関係団体の認定は、公民館やコミュニティ施設を主に利用している団体を中心に認定しています。（平成30年度前期申請団体99団体）

しかしながら、市の社会教育関係団体の制度が形骸化してきていること、現行の規程では、団体の性格が曖昧になっていることや社会奉仕活動についても明確性が無く、自分たちの定期的に行っている活動を地域へ還元する機会を積極的に行っている団体と一部の団体の「施設使用料の減免」という市の支援のみを期待したと思われる団体との活動の差が生じてきており、本来の多種多様な社会教育関係団体の活性化に向けた育成支援としての認定制度となっていない状況となってきました。

また、市では、使用料・手数料の見直しや減免制度について見直しを行っており、それに併せて社会教育関係団体の育成支援の在り方や社会教育関係団体の公益性などについても見直す必要が生じてきています。

このことから、社会教育関係団体の公益性を明らかにするとともに、育成支援方策を見直し、かつ認定制度の事務の効率化や手続きの簡素化などを図りながら、各団体の活性化と市民サービスの向上を目指すため、規程の見直しが必要となっています。

## ＜参考＞

### ●市が考える公益性とは

公益性の判断に当たっては、積極的に不特定多数の市民等に利益を及ぼすことが基本となります。

判断の基準としては、広く市民全体に利益が及ぶものだけでなく、直接的には特定の個人・団体に対する利益であっても、間接的に市民全体に利益が及ぶ場合は、公益性が高いと判断します。

また、不特定多数とは、必ずしも人数が多いことを要件とするのではなく、対象となる人数自体は少なくとも公益性が高いものもあるため、個別の内容に応じて総合的に判断する必要があります。

## ＜主な変更点＞

### （1）団体の性格の明確化

現行の規程には、団体については「どういうものか」という明確なものがなく、基準判断については審査する者により曖昧なものになっていた部分が多かったので、「社会教育に関する事業を継続的かつ計画的に行うとともに、地域参加及び社会に還元される活動を行う公益性のある団体」と団体の性格を明確にしました。

## **(2) 認定要件の明確化**

認定要件については、現行の規程よりさらに明確にしています。

## **(3) 認定期間の延長及び情報の公開**

認定期間については、団体の性格や認定要件を明確化にすることにより、1年間から3年間に延長しました。

また、広く開かれた団体であることから、市ホームページ等で必要な情報を団体の公表を行うこととします。

## **(4) 報告の義務化**

認定期間を3年間に変更することから、申請されている活動がしっかりと行われているか確認を行うために、報告書の提出を義務化します。

## ○白井市社会教育関係団体の認定に関する規程

平成31年1月8日  
教育委員会訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第10条に規定する社会教育関係団体(以下「社会教育関係団体」という。)としての認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の要件)

第2条 社会教育関係団体として認定することができる団体は、社会教育に関する事業を継続的かつ計画的に行う公益性のある団体であって、次の要件を全て備えるものとする。

- (1) 社会教育活動を行う意思を表明し、自立的組織として確立していること。
- (2) 団体としての規約、会則等があること。
- (3) 団体活動のための自己財源を有し、その経理が明らかであること。
- (4) 代表者が白井市内に在住していること。
- (5) 団体の構成員が5人以上であり、かつ、構成員の半数以上が市内に在住、在勤又は在学していること。
- (6) 団体の主たる活動の場が市内であること。
- (7) 未成年者が3分の2以上を占める団体にあつては、複数の成人の育成者又は指導者がいること。
- (8) 広く一般に入会の機会を設けている開かれた団体であること。
- (9) 事業の計画及び実績の半分以上が社会教育に関する事業であること。
- (10) 団体が設立されてから1年以上が経過していること。
- (11) 学習、文化、スポーツ等の活動を行う者が自主的に設立した団体であつて、次の行為をしないもの
  - ア 営利を目的とする活動
  - イ 特定の政党その他政治団体の利害に関する行為
  - ウ 公の選挙に関し特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治活動
  - エ 特定の宗教若しくは特定の教派、宗派、教団を支持し、又はこれに反対する等の宗教活動
  - オ 企業、学校その他の法人の課外活動
  - カ その他公序良俗に反する行為

(認定の申請)

第3条 社会教育関係団体として認定を受けようとする当該団体の代表者は、社会教育関係団体認定申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる関係書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 会則、規約等
- (2) 事業報告書及び決算報告書
- (3) 予算書及び事業計画書
- (4) 役員及び会員の名簿
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、毎年4月1日から同月25日までに行わなければならない。

(認定の決定)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請を受理したときは、第2条に規定する認定の基準に適合するか否かを確認及び審査し、白井市生涯学習推進委員会の意見を聴いた上で、認定の可否を決定するものとする。

(認定の通知等)

第5条 教育委員会は、前条の規定による認定の可否の決定について、社会教育関係団体認定(不認定)通知書(別記第2号様式)により当該団体の代表者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前条の規定により認定の決定をした団体(以下「認定団体」という。)について団体名、活動内容、会員数、会費、問い合わせ先、その他必要事項を市のホームページ等により公表するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 認定団体の認定の有効期間は、毎年6月1日から同日の属する年の3年後の年の5月31日までとする。

(変更又は解散の場合の届出)

第7条 認定団体の代表者は、認定期間内に団体の規約等を変更し、又は団体を解散したときは、速やかに白井市社会教育関係団体変更届出書(別記第3号様式)又は白井市社会教育関係団体解散届出書(別記第4号様式)を教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取消し等)

第8条 教育委員会は、第2条に定める要件を欠いたとき、又は前条の規定による変更又は解散の届出を

怠ったときは、その認定を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、社会教育関係団体認定取消通知書(別記第5号様式)により、当該団体の代表者に通知するものとする。

3 教育委員会は、認定の取消しがあったときは、白井市生涯学習推進委員会に報告するものとする。  
(報告)

第9条 認定団体は、次に掲げる書類を毎年5月31日までに教育委員会に報告しなければならない。

(1) 事業報告書及び決算報告書

(2) 予算書及び事業計画書

(3) 役員及び会員の名簿

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、社会教育関係団体の認定に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(白井市社会教育関係団体の認定に関する規程の廃止)

2 白井市社会教育関係団体の認定に関する規程(昭和57年教育委員会訓令第1号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓令の施行の際現にこの訓令による廃止前の白井市社会教育関係団体の認定に関する規程第4条の規定により認定を受けた団体は、当該認定の期間の満了する日までの間は、この訓令第4条の規定により認定を受けた団体とみなす。

別記第1号様式(第3条第1項関係)

別 記

第1号様式（第3条第1項関係）

社会教育関係団体認定申請書

年 月 日

（宛先）

白井市教育委員会

団体名：

申請者：住所

氏名

白井市社会教育関係団体の認定に関する規程第3条第1項の規定により社会教育関係団体として認定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 会則、規約等
- 2 事業報告書及び決算報告書
- 3 予算書及び事業計画書
- 4 役員及び会員の名簿
- 5 その他教育委員会が必要と認める書類

[第2号様式\(第5条第1項関係\)](#)

## 第2号様式（第5条第1項関係）

## 社会教育関係団体認定（不認定）通知書

第 号  
年 月 日団体名  
代表者氏名 様

白井市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり社会教育関係団体として（認定する・認定しない）ことを決定しましたので通知します。

## 記

団体名	
認定番号	
認定期間	年 月 日から 年 月 日まで
認定しない理由	
備考	

[第3号様式\(第7条関係\)](#)

第3号様式（第7条関係）

社会教育関係団体変更届出書

年 月 日

（宛先）

白井市教育委員会

団体名：

認定番号：

代表者：住所

氏名

連絡先

白井市社会教育関係団体の認定に関する規程第7条の規定により、  
下記のとおり届け出ます。

記

変更事項		新	旧
代表者	住所		
	氏名		
	電話		
規約・会則 (団体名・会費等)			
講師・指導者 (氏名・連絡先等)			
変更年月日		年 月 日付	

- 1 「変更事項」の欄は変更のある事項のみ記入をしてください。
- 2 規約・会則の変更は、変更後の規約・会則を提出してください。
- 3 関係書類がある場合は添付してください。

[第4号様式\(第7条関係\)](#)

第4号様式（第7条関係）

白井市社会教育関係団体解散届出書

年 月 日

（宛先）

白井市教育委員会

団体名：

代表者：住 所

氏 名

連絡先

白井市社会教育関係団体の認定に関する規程第7条の規定により、  
下記のとおり届け出ます。

記

団体名	
認定番号	
代表者名	
解散日	
解散の理由	

[第5号様式\(第8条第2項関係\)](#)

第 5 号様式（第 8 条第 2 項関係）

社会教育関係団体認定取消通知書

第 号  
年 月 日

団体名

代表者氏名 様

白井市教育委員会 印

年 月 日付け、第 号をもって社会教育関係  
団体として認定したことについて、下記のとおり認定を取り消す。

記

- 1 取り消し年月日 年 月 日
- 2 取り消し理由